東洋史研究
第六十卷　第二號　平成十三年九月發行

都督制の成立

山口正晃

はじめに
第一章　後漢における都督
(一)　後漢朝廷の設置による都督
(二)　後漢の都督の位置づけ
第二章　後漢末諸軍閥における都督
(一)　諸軍閥における都督
(二)　曹操軍閥における都督
A　「魏武步戰令」の檢討
B　具體例の檢討
第三章　州都督の成立
第四章　都督制の成立意義　――結びにかえて――

はじめに

魏晉南北朝時代には、民政の長官たる刺史が將軍號を帶び、あるいは都督を兼ねて軍事權をも持つことが多かった。これは、この時代における地方制度の大きな特徵として認識されており、そのような見地から都督に關する多くの先行研究が發表されている。(1) しかしながら、この都督制度が漢末の爭亂に際していかなる契機によって成立し、またどのような意味をもって存續したのかという問題、いいかえると、魏晉南北朝時代を通じての都督制度の意義づけという點について

は、まだ論じ盡くされているとは言いがたい。無論、この問題は一朝一夕に解明できるようなものではない。そこでまず本稿では、後漢末から三國魏にかけて、都督が制度として成立してゆく過程およびその意義について論ずることとする。特に、將軍や中郎將など、漢代以來の軍職のほとんどは魏晉南北朝を通じて存續しており、それらは概ね虚號化の傾向を持つとはいえ、都督が初めからそれらに取って代わることを目的として設置されたとは見なしがたい。從って、既存の軍制を排除することなく新たに設置された都督の役割というものに注目してみたい。但し、三國のいずれにも都督は置かれていたのであるが、中でも特に曹魏の都督に焦點を當てる。というのは、いうまでもなく魏のあとを承けた晉が一旦中國を統一した後に南北朝時代が始まるのであり、その點からいえば、制度の系譜としては、南北朝の都督は吳や蜀のそれではなく、魏の都督の流れを受け繼いでいるからである。(2)

ところで、ひとくちに「都督」といっても、いわゆる「州都督」(3)をはじめとして、他にも臨時の征討軍を率いる「征討都督」(4)や、主將の親衛隊長としての「帳下都督」(5)、あるいは中外軍を統べる「都督中外諸軍事」(6)などもまた存在していた。これらの都督は、基本的にはいずれも軍隊を統率する官職であるという共通點はあるものの、設置形態、あるいは權力の大きさといった側面から見ると、全く異なった様相を呈している。ではなぜ、同じ名稱を有しながらもこのように一面においては異質さをもつ、多様な「都督」が同時代に並存したのか。この疑問に答えるためにも、都督制度の成立について考察することは必要だといえよう。

第一章　後漢における都督

(一)　後漢朝廷の設置による都督

魏初に州都督が成立する以前、後漢末の爭亂の時期に、既に都督の名稱は史料中にしばしば見られる。これらの都督に

ついては、既に石井氏による研究がある。(7) 氏は、黄巾の亂の後に地方に割據するようになった各軍閥に見られる都督を、『三國志』の列傳および裴注引用史料を中心として博捜・檢討した結果、董卓・袁紹・曹操・孫堅など、おもだった軍閥には軒並み都督が置かれていたことを確認し、それらを「原・都督」と名づけた。(8) しかしここで、ひとつの疑問がある。それは、なぜ、ほぼ獨立した勢力として地方に割據していた各軍閥が、それまで存在の認められなかった都督という職を一様に設けたのか、という事である。この點については、氏は何ら言及していない。

ところで、石井氏が指摘した通り、この頃の都督は「軍閥私設職」とでもいうべき性格のものであって、『續漢書』百官志にも都督の記載はないし、また具體的な事例を見ても、軍閥の主帥が自らの部下を任命している事を示す史料こそあれ、後漢の朝廷より任命されたことを窺わせる史料はほとんどない。ただ一つの例外として、『三國志』卷八『魏書』公孫瓚傳の

光和中、涼州の賊起るや、幽州の突騎三千人を發し、瓚に都督行事の傳を假して、之れを將いしむ。

という事例がある。管見の限り、都督という名稱が最も早く史料に現れるのはこの記事である。ここでは光和中（一七八―一八四）のことと記されているが、同じことを『後漢書』列傳六三公孫瓚傳では

中平中、瓚を以って烏桓突騎を督して、車騎將軍張溫の涼州の賊を討つ〔に從わしむ〕。(9)

とあって、中平中（一八四―一八九）のこととする。『後漢書』本紀八靈帝紀によれば、北宮伯玉や邊章らが涼州で反亂を起こしたのは中平元年（一八四）十一月のことであり、張溫が車騎將軍として彼らを討ったのは翌二年八月から三年にかけてのことなので、公孫瓚が都督となったのは、『後漢書』に從って中平中とするべきであろう。だとすると、これは黄巾の亂の直後(10)という事になる。これより前に都督に任じられた者がいるかどうか今となっては確かめる手立てはないが、少なくとも、黄巾の亂の後に並び立った各軍閥において都督が置かれるよりも早い時期に、既に後漢の朝廷によって都督が任命されていたことが分かる。

この公孫瓚の事例については石井氏も紹介しているが、氏は「『原・都督』がすでに群雄割據の時期以前に出現していたことを示唆する事例も見られる」とするのみで、むしろ「原・都督」の「軍閥私設職」としての側面を強調する。もちろん、その後の狀況を考えれば氏の説に異論を差し狹むつもりは毛頭ない。しかし、上に述べたような「なぜ、各軍閥は一様に都督を置いたのか」という疑問について考える時、この後漢朝廷によって任命された都督の事例は無視できないものがある。つまり、各軍閥の主帥が自らの軍團内に都督を置くようになった背景には、共通の理解として後漢王朝における都督の先例が念頭にあったと考えるべきなのではないだろうか。そもそも、互いに獨立した複數の軍閥が、ほぼ同時に全く新しい、しかも同じ名稱の官職を一様に設置するとは考えがたい。

一方において、瓚は縣令という本官を持ったまま「都督行事の傳を假」されたということから、正式な官職ではなく臨時の肩書きとしての都督の性格が窺われる。そしてまた、『續漢書』百官志など當時の官制を體系的に記した書物には都督の名稱が見られないが、それは、後漢においては都督が制度として確立するに至らなかったことを示唆する。そこに、各軍閥が都督を「軍閥私設職」として取り込む餘地があった——別の見方をすると、だからこそ「軍閥私設職」としての性格を強く持つこととなった——といえるであろう。

從って、魏晉南北朝を通じて存續した都督制度の淵源を後漢末の軍閥私設職としての都督に求めるだけでは不十分であり、より嚴密には後漢朝廷における都督にこそ求めるべきと考えられる。そこで次節では、この後漢朝廷における都督について檢討を加えてみたい。

(二) 後漢の都督の位置づけ

後の都督の範が後漢朝廷の設置による都督にあるとすると、そして後の都督制の成立過程およびその意義を明らかにしようとするならば、それは當時の軍制の中でどのように位置づけられるのか、またその具體的な職掌は何であったか、と

いうことが問題となる。

この點について考察するには、唯一の事例である公孫瓚について、より詳しく檢討する必要があろう。そこで前節と重複する部分もあるが、『三國志』および『後漢書』の公孫瓚傳を前後の事情も含めて紹介し、彼が都督となった前後の事實經過を一通り記しておく。まず『後漢書』であるが、

中平中、瓚を以って烏桓突騎を督して、車騎將軍張溫の涼州の賊を討つ〔に從わしむ〕。會たま烏桓反畔し、賊張純等と薊中を攻擊すれば、瓚領する所を率い、純等を追討するに功ありて、騎都尉に遷る。

とあり、『三國志』には

……遷りて涿令と爲る。光和中、涼州の賊起るや、幽州の突騎三千人を發し、瓚に都督行事の傳を假して、之れを將いしむ。軍薊中に到りて、漁陽の張純、遼西烏丸の丘力居等を誘いて叛し、薊中を劫略し、自ら將軍と號し、吏民を略して右北平・遼西の屬國の諸城を攻め、至る所殘破す。瓚領する所を將い、純等を追討するに功ありて、騎都尉に遷る。

とある。前節で述べたことも含めて說明すると、まず、中平年間に涼州において賊亂が起こった時、後漢の朝廷は車騎將軍の張溫に討伐させることとしたが、溫は幽州の烏桓族の部隊を投入しようとし、(11) 彼らを率いさせるために公孫瓚を都督に任じた。この時の瓚の本官は涿縣の令であった。ところが瓚が涼州に到着する前に、烏桓族が叛して張純とともに薊中を攻めたため、瓚は張純らを討ち、その功績によって騎都尉になった。おおまかにいえばこのようになろう。ところで、張純とともに叛亂を起こした烏桓というのが何を指すのか上引の史料からだけでは判然としないが、『後漢書』列傳六三劉虞傳をみると、

後ち東騎將軍張溫、賊邊章等を討つに、幽州の烏桓三千突騎を發するも、而れども牢稟逋懸すれば、皆な畔して本國に還る。……

とあり、その後張純が烏桓と連合して薊中を攻めたことを述べる。よって、涼州賊を討ちに行く途中に、瓚の率いていた烏桓が「牢稟」（給與）の支拂いに對する不滿によって本國に歸ってしまい、その後張純らと叛したことが分かる。(12)

以上からまず單純に言えるのは、公孫瓚は都督の肩書きによって「烏桓突騎三千」を率いていた、ということである。しかし、この時代、內屬してきた烏桓族を統べる官としては、護烏桓校尉が既に存在していた。實際、前引『後漢書』劉虞傳の續きに「護烏桓校尉箕稠・右北平太守劉政・遼東太守陽終等を殺す」と具體的に名前が擧がっていることから、この時にも護烏桓校尉が存在していたことが分かる。從って、まず護烏桓校尉と都督との關係を問題としなければならないだろう。

護烏桓校尉の職掌については、漢に從屬してきた烏桓を監するということで一般に言われているが、(13) 具體的な內容としては烏桓の兵を率いて軍事行動に從うことも含まれていたことは、『後漢書』本紀四和帝紀に

（永元六年）冬十一月、護烏桓校尉任尙、烏桓・鮮卑を率い、大いに逢侯を破る。

とあることや、『後漢書』列傳一三竇固傳に

明年、固、（耿）忠と酒泉・敦煌・張掖の甲卒及び盧水の羌胡萬二千騎を率いて酒泉塞に出で、耿秉・秦彭は武威・隴西・天水の募士及び羌胡萬騎を率いて居延塞に出で、又た太僕祭彤・度遼將軍吳棠は河東北地・西河の羌胡及び南單于の兵萬一千騎を將いて高闕塞に出で、騎都尉來苗・護烏桓校尉文穆は太原・鴈門・代都・上谷・漁陽・右北平・定襄郡兵及び烏桓・鮮卑萬一千騎を將いて平城塞に出づ。

とあることから明らかである。とすると、中平年閒の涼州賊亂の際も、本來ならば護烏桓校尉が「烏桓突騎」を率いるべきと考えるのが自然であろう。ところが實際には、涿縣の令である公孫瓚が率いた。その要因としては、鮮卑の興隆が著しく、毎年のように北邊を寇略しており、(14) また瓚の率いていた烏桓突騎が結局は叛して、しかも當地に留まっていたらしい護烏桓校尉を殺したことからも分かるように、比較的漢に從順だった烏桓にしても離反の傾向があったという當時の情

勢[15]のために護烏桓校尉を動員できなかった、という事が考えられる。つまり、瓚は當地を離れられない護烏桓校尉に代って――護烏桓校尉の代行として――烏桓部隊を率いていたわけである。

この「代行」ということに關していえば、「都督行事」という表現からも裏づけることができる。「行事」というのは、例えば『續漢書』百官志の州郡の條に引く『古今注』に

建武六年三月、令して郡太守・諸侯相い病めば、丞・長史行事す。

とあるように、本務者が不在の場合、他者が一時的にその官を代行する時に用いられる。[16]従って、この場合もまたなんらかの職務を代行していたことが窺われるのである。ただここで氣をつけなければならないのは、「都督行事」としていることである。通常、某官を代行する場合は「行某官事」という呼稱が用いられる。少なくとも漢代において、「行某官事」を「某官行事」とする例は管見の限り見當たらない。従って、この「都督行事」を「都督の職務を代行する」（「行都督事」）という意味にとることは無理がある。むしろ、これは「都督・行事」すなわち「都督の肩書きを以って行事す」るという意味に捉えるべきであろう。[17]もっともここからは、「護烏桓校尉の代行」ということは直接にはいえない。しかしながら、上に見たように、瓚の實際にとった行動に護烏桓校尉の職掌と重なる部分があるのは明らかであり、従って、その「行事」する内容とは、護烏桓校尉の職掌の一部と考えるべきである。

ところで、護烏桓校尉が烏桓部隊を率いる場合、それは當然のことながら、烏桓部隊そのものの指揮官となるのではなく、烏桓部隊を含めた全軍の司令官という立場に立つ。どういうことかと言うと、例えば、先に『後漢書』和帝紀を引いて紹介した護烏桓校尉任尚の事例であるが、同じく『後漢書』列傳七九南匈奴列傳には

任尚、鮮卑大都護蘇拔廆・烏桓大人勿柯の八千騎を率い、逢侯を滿夷谷に要擊し、復た大いに之れを破る。

とあって、烏桓部隊を直接率いていたのは烏桓大人の勿柯であったことが分かる。護烏桓校尉の任尚は、烏桓大人の率いる烏桓部隊・鮮卑大都護の率いる鮮卑部隊などの總司令官であったわけである。公孫瓚の場合もまた、烏桓突騎それ自體

は烏桓族の人閒が率いていたのであろう。(18) 因みに、烏桓突騎が叛いた後、瓚は別の官職を與えられることなくそのまま「領する所を率い」て張純らを討伐しており、そこから、烏桓部隊を率いると同時にさらに別の部隊をも持っていたことが分かる。もっとも、この時の總大將は車騎將軍の張溫であって瓚ではないが、涼州の賊亂に對して幽州の烏桓突騎を投入しようとしていることからも分かるように、この部隊は別働隊として動いており、從って瓚はその別働隊全體の指揮官として位置づけることができる。ただし指揮官とは言っても、護烏桓校尉が烏桓を「監領」したように、都督もまた「目付け役」としての役目をその職掌のうちに含んでいたと考えるべきであろう。

以上を要すると、この事例に限っていえば、都督は護烏桓校尉の職掌の一部を代行するための肩書きなのであり、その職掌とは烏桓の傭兵部隊を率いて征討活動を行う事、ということになる。ただし、「都督・行事」という肩書きから考えると、都督の本質的な職掌は護烏桓校尉の職務の代行と考えるべきではない。ここで見た瓚の職務內容——烏桓部隊を率いて別働隊として動く——から「護烏桓校尉」に關する要素を取り除いた部分——他の部隊を率いて別働隊として動く——こそが、後漢王朝における都督の本來の職掌だったのではないだろうか。瓚の場合は、たまたま率いる對象が烏桓部隊であったために、護烏桓校尉の職掌と重なる部分があった、と考えるべきである。また、筆者は「率いる」という表現を用いたが、瓚が烏桓族の傭兵部隊を率いたことから窺われるように、それは「監察」という意味合いを含めて理解しなければならない。

以上、本章では後漢朝廷の任用による都督について檢討を加えてきた。現存の史料では一つしか事例がないが、それは「假都督行事傳」という極めて具體的な表現が用いられていることから、信頼するに値するであろう。また、複數の軍閥が軒並み都督を置いていたという一事からも、後漢王朝において既に都督が存在していたと考えるべきは當然であろう。ただし、唯一の事例を以って後漢王朝における都督の全てを理解するのは危險である。重要なのはその本來の職掌を見極

め、それが後の都督とどう結びつくのか解明する事である。そこで次章では、ここで見た都督と後漢末の諸軍閥、特に曹操軍閥における都督との接點について見ていくこととする。

第二章　後漢末諸軍閥における都督

(一)　諸軍閥における都督

前章でも述べたように、後漢末に並び立った各軍閥においても都督の存在を確認することができる。ただ實際のところ、いくつかの軍閥について、各軍閥につき一、二例ずつしか具體的な事例がないので、あまり詳しく檢討することはできないが、若干の私見を述べてみたい。

例えば董卓軍閥においては、『三國志』卷四六『吳書』孫堅傳所引『英雄記』に

初め（孫）堅董卓を討たんとし、梁縣の陽人に到る。卓も亦た兵を遣して步騎五千もて之れを迎え、陳郡太守胡軫を大督護と爲し、呂布を騎督と爲し、其の餘の步騎將校の都督たる者甚だ衆し。

とある。具體的な職掌等はここからは分からないが、ここに見られる「大督護」「騎督」等、いずれも後漢末になって初めて現れる名稱であって、都督も含めて軍閥私設職と考えられよう。そしてそれは、軍閥內に「私設職」を置く意味を考えても、またこの史料の記述の仕方を見ても、董卓軍閥における軍隊編制上の序列と密接な關わりがあると見て閒違いない。ここでは、都督は大督護・騎督の下に位置しており、その地位は決して低くはないが、またそう高くもないようである。また「步騎將校の都督たる者」という表現を考えると、單なる「將校」とも違うようであり、そこに石井氏の言われる「目付け役」として都督を解釋する餘地が殘される。(19)

これに對して、袁紹軍閥では『三國志』卷六『魏書』袁紹傳所引『獻帝傳』にある

（袁）紹焉れを疑い、乃ち監軍を分ちて三都督と爲し、（沮）授及び郭圖・淳于瓊をして各おの一軍を典らしめ、遂に合して南す。

と、同所引『九州春秋』の

（袁）紹曰く「孤、四兒をして各おの一州に據らしめ、以て其の能を觀んと欲するなり」と。（沮）授出でて曰く「禍いは其れ此こに始まるか」と。（袁）譚始めて青州に至り、都督と爲るも、未だ刺史とは爲らず。

との二例が確認できる。一つ目の事例からは、「一軍」を率いる軍事長官としての都督が見えるとともに、「監軍を分ちて」とあることから監察という職掌も窺われる。[20] 一方、二つ目の事例では「一州に據る」とあって、一州を支配する長官として位置づけることもできるが、「爲都督、未爲刺史」ということから考えると、あくまでも一方面軍の總司令官として青州に駐し、當地を支配したと考えるべきであろう。いずれにせよ、上に見た董卓軍閥の事例と比べてその地位の高さが窺われ、その點からいえばこの二例には共通點が認められる。

一方、孫策軍閥では、『三國志』卷五六『吳書』呂範傳に

後ち宛陵令を領し、丹陽の賊を討破し、吳に還りて都督に遷る。是の時下邳の陳瑀自ら吳郡太守を號し、海西に住まり、彊族嚴白虎と交通す。策自ら將に虎を討たんとするも、別に範を遣して徐逸と瑀を海西に攻めさしめ、其の大將陳牧を梟す。

とあって、軍閥の主帥である孫策が別働隊として都督の呂範を派遣している。また、この部分に附せられている裴注所引の『江表傳』の記事より、石井氏は「目付け役」としての都督の性格を確認するとともに、都督は本來軍事指揮權とは無關係だったとする。[21] 軍事指揮權云々の話はともかくとして、前章で得られた後漢王朝における都督の性格を、ここまで見てきた中で最もよく繼承しているのが、この孫策軍閥の事例といえよう。

このように、各軍閥の事例を集めてみると、實は積極的な共通性というほどのものがそれほどないことにすぐさま氣づ

かされる。石井氏の指摘された通り、「目付け役」としての性格がわずかに共通点として窺うことができるくらいのものである。しかしその一方で、一つの軍閥の中においては一定の基準を以って任用されていた——同一軍閥内において複數の事例が存在する場合、かなりの程度で共通性を認めうる——ということもまた言えるだろう。また前章で検討した後漢王朝における都督の性格との關係についていえば、孫策軍閥のように比較的よくあてはまる事例もあるが、かといって全ての事例に對して無條件に當てはめて考えるには無理がある。各軍閥が軍閥私設職として都督を取り入れていった以上、軍閥相互の間で相違點が認められるのは當然であろう。つまり、起源が同じとはいっても、諸軍閥に同じように受容されていったわけではない、ということである。では、曹操軍閥ではどうだったのか、次節で見ていきたい。

(二) 曹操軍閥における都督

A 「魏武步戰令」の検討

魏王朝成立以前の曹操軍閥における都督の事例もまた少ない。その中で、都督の位置づけにとって有力な史料となるのが、『通典』巻一四九所引魏武步戰令である。

……伍中に進まざる者あらば、伍長之れを殺せ。伍長に進まざる者あらば、什長之れを殺せ。什長に進まざる者あらば、都伯之れを殺せ。督戰の部曲將は、拔刃して後に在りて、令に違いて進まざる者を察し、之れを斬れ。……（中略）……陣に臨みては、牙門將・騎督は都ての令を明受せよ。諸部曲の都督は吏士を將いて各おの戰う時、校督・部曲督は陣後に住まり、凡そ令に違いて畏懦なる者を察せ。

ここには、軍隊内における督戰系統が記されている。前半部分より、部曲將以下、都伯—什長—伍長という督戰系統の存在が認められ、部曲將に率いられる一小隊が軍隊を構成する基本單位であったらしいことが分かる。問題は後半部分であ

表　『通典』所掲　魏・晉官品

	第五品	第七品	第八品	第九品
魏官品	牙門將，騎督	敢牙門將，部曲督		副・散部曲將
晉官品	牙門將，騎督	部曲部督，副牙門將	部曲將	副・散部曲將

る。ここに出てくる牙門將・騎督・都督・校督(22)・部曲督は互いにどのような關係にあったのだろうか。あるいはまた、部曲將（以下の系統）との關係はどう捉えるべきなのだろうか。もちろんこれは軍令なので、いわば基本的な（あるいは理想的な）軍隊構成を想定したものであると考えるべきであって、實際の軍隊ではここに記されている通りの官職が全て揃うとは限らないであろう。

ところで、『通典』巻三六魏官品および同上巻三七晉官品の中に、上記の官名のうちいくつかを見出だすことができる。それをまとめたのが上の**表**である。晉官品では第八品に部曲將の名が見えるのに對して魏官品ではそれがない、ということを除けば、ほぼ同じ內容である。部曲將という官名は魏のときに既にあったはずなので(23)、おそらくなんらかの事情で拔け落ちただけなのであろう。ここから見ると、少なくとも官品の上からは、牙門將・騎督—部曲督—部曲將という上下關係が見える。校督についてはここには見えず、また具體的な事例も管見の限り注（22）で擧げた史料だけしかないので、詳しいことは分からないが、「魏武步戰令」の書き方からすると恐らく部曲督と並列の關係にあるものと考えられる。もちろんこれは曹魏成立以後——さらにいえば九品官人法成立以後——の官品なので、初期曹操軍閥に對して嚴密に當てはめるのは危險であるが、上下關係を理解するにあたって一應の目安とはなろう。肝心の都督については依然として不明ではあるが、それ以外についての大まかな見通しを得たところで、以下、具體的な事例から檢討する。

まず牙門將と騎督についてであるが、『三國志』巻二八『魏書』鍾會傳に

景元三年（二六二）冬、會を以て鎭西將軍・假節都督關中諸軍事と爲す。……會十餘萬の衆を統べ、分ちて斜谷・駱谷從り入る。先に牙門將許儀に命じて前に在りて道を治めしめ、會は後に在りて行くに、橋穿れ、馬足陷り、是こにおいて儀を斬る。

とある。牙門將の許儀は、鎭西將軍・假節都督關中諸軍事である鍾會のいわば「露拂い」として道を治めるために先行していたが、橋が壞れたために、會に斬られたわけである。この時の許儀が屬していたのは鎭西將軍としての鍾會なのか、あるいは假節都督關中諸軍事としての鍾會なのかはっきりとは分からないが、恐らく鎭西將軍の配下であったものと考えられる。(24) いずれにせよ、この史料と先述の魏・晉官品における上下關係を併せて考えると、軍隊を構成する最小單位は先に見たとおり部曲であるが、一軍の大將たる將軍が直接部曲將を率いていたのでは必ずしもなく、むしろ牙門將が部曲將を率い、將軍は牙門將を率いるというのが基本的な形だったのだろう。騎督についての具體的な事例は乏しいが、騎馬隊における牙門將といった位置づけとみて閒違いない。因みに、牙門將と騎督が同格であったことは前引「步戰令」や『通典』の魏・晉官品からも分かるが、他にも、蜀の事例ではあるが鍾會が蜀を滅ぼした時のこととして

會、(景元)五年正月十五日を以て至り、其の明日、悉く護軍・郡守・牙門・騎督以上及び蜀の故官に請いて、太后の爲めに喪を蜀の朝堂に發せんとす。……或いは會に謂えらく「牙門・騎督以上を盡殺すべし」と。(『三國志』卷二八『魏書』鍾會傳)

とあることからも分かる。從って、一軍の編制においては、將軍―牙門將・騎督―部曲將―都伯―什長―伍長という一本の系統が存在していたものと想定できよう。

ちなみに、晉の軍制は基本的に魏のそれを繼承しているが、『晉書』卷二五輿服志には中朝大駕鹵簿における騎馬隊の編成を次のように記す。

次に騎十隊、隊各おの五十匹。將一人、持幢一人、䟦一人、並びに騎もて前に在り、督戰伯長各おの一人、並びに騎もて後に在り、羽林騎督・幽州突騎督之れを分領す。

騎馬隊は一隊につき馬が五十匹、將(部曲將)が一人、督戰伯長(都伯―什長―伍長)が一人ずつ、これら五隊ずつを羽林騎督・幽州突騎督(牙門將・騎督)が率いて計十隊、となる(カッコ内は前引「步戰令」で對應すると考えられる官名を記した)。

これは儀禮上の軍隊編制であって、いわば理念的な編制といえる。その意味では「步戰令」と同じ方向性で捉えることができ、だからこそであろうが、兩者から復元した軍隊構成は驚くほど似ている。ここからも、牙門將・騎督と部曲將との關係が窺われよう。

次に部曲督についてであるが、部曲督と部曲將との關係を理解するに當たって次の史料が注目される。

（鳳皇）三年夏、郭馬反す。馬は本と合浦太守脩允の部曲督なり。允桂林太守に轉ずるに、疾病なれば、廣州に住まり、先に馬を遣わして五百の兵を將いて郡に至りて諸夷を安撫せしむ。允死し、兵當に分給せらるべきなれども、馬等累世舊軍なれば、離別を樂わず。（孫）皓時に又た廣州の戶口を科實すれば、馬、部曲將何典・王族・吳述・殷興等と此れに因りて兵民を恐動し、人衆を合聚し、廣州督虞授を攻殺す。（『三國志』卷四八『吳書』三嗣主傳）

これは吳についての史料ではあるが、この記事からは、部曲將の上に部曲督が位置するという兩者の關係を讀み取ることができ、先にみた『通典』の魏・晉官品における兩者の關係が裏づけられる。また、部曲督の郭馬は郡太守である脩允の部下であって、しかも病氣の脩允に代って兵を動かし、允が死んだ後は複數の部曲將を率いて兵亂を起こしている。ここから、腹心として主帥に最も近い位置を占める部曲督の立場が窺われ、それは複數の部曲將に對して部曲督が一人、という關係にも反映されていると見ることができる。この人數の關係についていえば、「步戰令」の後半部分の都督・校督・部曲督に關するくだりに「諸部曲……」とあることから、曹操軍閥（曹魏）においても同樣とみてよいだろう。

ここで再び「步戰令」に戻って考えてみると、前半部分は軍隊を構成する最小單位たる部曲の中での督戰系統について述べた部分であり、一方後半部分はそれら部曲が集まって「一軍」を構成する場合について述べた部分であることが理解できる。從って、後半部分に見られる都督もまた複數の部曲に對して都督一人が置かれたと考えられる。つまり、牙門將・騎督—部曲將という「一軍」に對しては、別系統の「都督—校督・部曲督」が督戰に當たっていたのである。

しかもまた、都督は「各將吏士戰時」とあることから單なる督戰官ではなく、統率する長官としても位置づけることが

できる。この點について、次項では具體的な事例から檢討を加えてみたい。

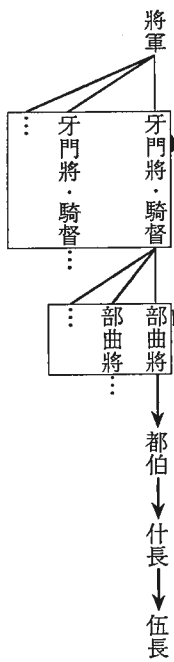

圖　魏武步戰令より復元した指揮・督戰系統の概念圖

B　具體例の檢討

曹操軍閥における都督の具體例については、軍閥の比較的遲い時期、卽ち三國鼎立の情勢が成立してから、ようやく次の三例が見える。

A太祖河北を平らげ、大將軍と爲して後拒せしむ。鄴を破り、伏波將軍に遷る。……（建安）二十一年、孫權を征するに從いて還り、（夏侯）惇をして二十六軍を都督して、居巢に屯せしむ。……（二十四年）前將軍を拜し、諸軍を督して壽春に還り、屯を召陵に徙す。文帝王位に卽き、惇を大將軍に拜し、數月にして薨ず。（『三國志』卷九『魏書』夏侯惇傳）

B太祖馬超を討つに、（曹）仁を以て行安西將軍とし、諸將を督して潼關を拒がしめ、（馬）超を渭南に破る。蘇伯・田銀反すれば、仁を以て行驍騎將軍とし、七軍を都督して銀等を討たしめ、之れを破る。復た仁を以て行征南將軍・假節とし、樊に屯し、荊州に鎭せしむ。（『三國志』卷九『魏書』曹仁傳）

C議者以えらく、（韓）浩の智略は以て邊を綏んずるに足れば、欲すらくは留めて諸軍を都督し、漢中に鎭せしめん

と。（同上夏侯惇傳附韓浩傳裴注所引『魏書』）

ちなみに事例Cの韓浩の場合は、實際には夏侯淵が都督となったのであるが、[25] いずれの場合も、複數の軍隊を統率する軍事長官として都督は現れる。從って、前項での指摘が裏づけられるわけである。

ところで、これらの事例では「都督二十六軍」「都督七軍」などとあり、「步戰令」の「諸部曲」という表現とは規模の上でいささかかけ離れているように感じられる。實際、たとえば夏侯惇が都督していた對象には征東將軍の張遼や揚威將軍の臧霸など、將軍號を持つ者も含まれていた。[26] この「步戰令」と具體例との乖離については若干の説明を加えなければならないだろう。その前に、石井氏および森本氏の、都督制の成立に關する所論[27]を紹介したい。

まず石井氏は、曹操軍閥を含めた後漢末の諸軍閥に見られる都督（「原・都督」）と曹魏の時に成立した州都督とを繼承關係において捉え、その過程について次のように述べる。すなわち、「原・都督」は曹操の覇權確立の過程で監督の權限を擴大・強化させ、すでに軍鎮による郡縣支配體制として確立していた後漢の牧伯制（氏は州刺史＋督軍制＋將軍號という複合權力のこととする）を取りこんで、地方長官としての地位を確立した、と。[28] そして上に擧げた三例については、實質的に都督制の內實を備えていた例として紹介している。

これに對して、森本氏はより具體的に論じている。氏は曹操配下の諸將がもつ軍號の變遷を跡づけ、その結果、軍閥の擴張にともない、諸將は足並みをそろえるようにして、いくつかの劃期を經て將軍號まで上昇していったことを確認した。そして、諸將の變遷とは關係なく、將軍府の別部司馬を本官としたままこれら諸將を督して別働隊として動いていた曹仁や夏侯惇らに注目し、そこに後の都督の淵源を見出だした。つまり、誤解をおそれずにおおまかに圖式化していえば、腹心の重臣（曹仁や夏侯惇ら）が新附の諸將（張遼や臧霸ら）を督するという構圖はそのままに、諸將の軍號が上昇していった結果、別部司馬の權限は飛躍的に擴大され、それが後の都督へとつながる、ということになる。

ここに紹介した二氏の見解、特に森本氏のそれは、實に示唆的である。すなわち、二氏の說を考慮に入れて「步戰令」

と具體例との乖離について考えると、それは「時間差」ということで解決できるのである。[29]「步戰令」が實際にいつ書かれたのかは分からない。また、曹仁や夏侯惇らが當初より都督であったことを示す史料はない。しかしながら、前節までで檢討した初期の都督の性格を考えれば、軍閥の擴張にともなってその權力が擴大される——逆にいえば、軍閥の規模が小さい時は都督の權力もまた小さい——のは當然の成り行きである。また、石井氏の論證したように「原・都督」に「目付け役」としての性格が確認できる以上、都督に任じられるのは腹心のごく少數に限られ、それは軍閥が擴大していっても基本的には變わらない——曹操軍閥でいえば曹仁や夏侯惇ら——ということもまた當然である。從って、「步戰令」は比較的早い時期に書かれたものと考えられ、また曹仁や夏侯惇らは史料に「都督」と記される以前から、實際には都督であったと考えるべきであろう。

以上より得られた曹操軍閥の都督像は、前章で檢討した後漢王朝における都督と比較的よく合致する。それは、「他軍を監察しつつ統率する」ということであり、他の軍閥に見られる都督と比べて、最も合致するといってもよいであろう。曹操軍閥は獻帝を擁していたがために、他の軍閥に比べて獨自の制度を築かず、むしろ後漢の制度を繼承していたとは一般に言われていることであるが、「軍閥私設職」としての側面が強調される初期の都督についてもまた、同じことが言えるのではないだろうか。

第三章　州都督の成立

前章までで述べてきたのは、後漢末、まず朝廷によって都督が置かれたこと、各軍閥はそれに倣って自らの軍閥内に都督を置き、曹操軍閥内にも同じように都督が置かれたが、後漢の都督の性格を最も濃厚に繼承していたのは曹操軍閥であり、そしてその職掌は「複數の軍隊を統率する」ということであった。

ところで、一般に「都督制」といえば州都督を指し、先行研究もその多くは州都督について論じている。しかしながら、州都督とは固定の治所を持って地方に常駐し、一定管轄區の軍事を統べるものである。これは、ここまで述べてきた初期の都督とは明らかに異質である。そこで、本章ではこの州都督の成立について論ずることとする。

まず注目したいのは、州都督成立に關する『宋書』卷三九百官志の記事である。

建安中、魏の武帝相と爲り、始めて大將軍を遣わして軍を督せしむ。（建安）二十一年、孫權を征して還り、夏侯惇をして二十六軍を督せしむる、是れなり。魏の文帝黄初二年、始めて都督諸州軍事を置き、或いは刺史を領す。

この史料によると、魏の武帝、卽ち曹操が漢の丞相となってから、大將軍を派遣して軍を督させることが始まり、建安二十一年の夏侯惇がその具體例である、ということになる。しかし、前章で紹介した夏侯惇傳の記載によれば、建安二十一年の時點での夏侯惇の將軍號は伏波將軍である。從って、『宋書』百官志の記事には何らかの誤字・脫字もしくは衍字が存在する可能性がある。あるいは、惇はその前後には大將軍になっているので、そこから沈約は「大將軍」と記したのかも知れない。いずれにせよ、この史料を解釋するに際しては「大將軍」に重點を置くべきではない。というのは、この記事は州都督の成立を論じている箇所だからである。

そこで、夏侯惇の事例をいま一度見てみると、一見して明らかなように、複數の軍隊を率いる總大將としての性格を有しつつ地方に駐屯している。それはまた、前章で紹介した曹操軍閥における他の二例も同樣である。その意味で、後の州都督が成立する前段階と見なすことができ、『宋書』百官志はその中から夏侯惇のみを具體例として擧げたものと考えられる。因みに、『太平御覽』卷二五一都督護の條には、沈約『宋書』を引いて

獻帝の建安中、魏武漢に相たりて、大將を遣わして外に出だすに、十軍二十軍を督する者を、始めて都督と號す。

とある。これは、上に引いた現行『宋書』百官志の記事とおそらく同じ箇所であると思うが、字句にかなりの異同がある。兩者を比較した場合、史料の性格を考えると、無條件に『太平御覽』を以って現行『宋書』を校訂するわけにはもち

ろんいかない。しかし、いま述べたように夏侯惇らは都督を帶びていたと考えられ、また現行『宋書』にしても州都督の成立について論じている箇所であることから、實際に沈約がどう書いたかはともかくとして、『太平御覽』のこの記事の內容は基本的に正鵠を射たものと認めうる。

しかしこれだけでは、軍閥初期の都督との關係についてはやはり判然としない。また中國においても、夏侯惇らの例を以って州都督の原型と見なす研究は幾つかあるが、いずれも初期の都督との關係には觸れていない。例えば陳琳國氏や姚念慈氏は、初期の都督には何も觸れずにただ夏侯惇らの史料を提示し、(30) また陳仲安氏や張焯氏は、後漢末に將校の官名として都督の名は始めて現れるとしてその存在を認めつつも、兩者が繼承關係にあるとは考えていないようである。(31) 實際、『三國志』その他の史料にも兩者の關係を示唆する記事はなく、『太平御覽』所引沈約『宋書』に至っては「始めて都督と號す」とあって、あたかもこの時始めて都督が置かれたかのような感を抱かせる。しかしそれ以前に都督が置かれていたのは上に見てきたように明らかであり、石井氏の指摘するように、同じ都督と名のつく官が何の脈絡もなく別個に置かれたとは考えがたく、(32) 兩者は何らかの形で關係を有すると考えるのが妥當であろう。

そこでこの問題に對する筆者の考えであるが、まず『宋書』百官志の「魏の武帝相と爲り」という句に注目したい。曹操が後漢の丞相となったのは建安十三年（二〇八）のことであるが、この年は同時にまた、赤壁の戰いのあった年でもある。この時まで、曹操軍閥は常に擴大しつづけてきた。初平三年（一九二）に兗州に本據地を定めることから始まり、建安三年（一九八）に呂布を、同七年（二〇二）に袁紹を破り、同十二年（二〇七）には袁紹の遺子の尙・熙および彼らに與する烏桓を遼東に征し、そしてその翌年に荊州の劉表を破った直後に赤壁で敗れるまで、主な戰爭は常に外征であって、勝つたびに曹操軍閥の勢力範圍は擴大していった。しかし、一旦赤壁で負けると、それは單なる敗戰というに止まらず、勢力擴大の頓挫、卽ち領域の固定化という狀態を現出せしめた。部分的に見ればその後も陝西方面において領域を擴大したけれども、大局的に見れば、後の三國時代における曹魏の領域はこの時にほぼ確定したといってもよいだろう。その領

域というのは北中國をほぼ獨占する形となったので、他勢力との境界線は中國大陸を横斷するという非常に長いものとなった。

しかも、この後には劉備が益州および漢中を占據して、曹操に對抗しうる存在にまで成長し、皇室の血を引くということを大義名分にして打倒曹操を大々的に旗印に掲げるようになった。また、長江をおおよその境として曹操と接することとなった孫權は積極的に曹操に敵對するものではなく、どちらかというと日和見主義的なところがあったとはいえ、やはり對立する勢力であることには變わりなく、ともすれば劉備と合同して江北に侵攻してくることもあった。それまでは、呂布や袁紹など敵對する軍閥を順次征伐していく中で、それ以外の境界を接する勢力——劉表や張魯など——は外征する曹操の背後を脅かすものではなかったので、防御に大軍を割く必要はなかった。(33) それが赤壁の戰いの後には、曹操軍閥は長大な國境線に沿って、防御のために大軍を駐屯させる必要が生じたのである。

そこで、それまで曹操自ら親征する際に、編制軍において部隊長を督察するために置かれていた都督を以って、一方兩軍の總大將とするようになったのではないだろうか。つまり、それまではなかった全軍に對する指揮權を、この時になって與え、かつ地方に常駐させるようになったものと考えられる。これがすなわち、前章の終りで述べた「時間差」である。その際、都督就任者には曹仁や夏侯惇など曹操の信頼の厚い人物がそのままなったのは先に述べたとおりであるが、ここに、初期の都督が州都督へと發展していく上での一つの劃期を認めることができる。

因みに、上記の夏侯惇・曹仁・夏侯淵の例は、それぞれ建安二十一年（二一六）・同十六年（二一一）・同二十年（二一五）であり、いずれも曹操が丞相となった後（つまり赤壁の戰いの後）のことである。また、夏侯惇が揚州方面に駐屯したのは吳に對する、夏侯淵が漢中に駐屯したのは蜀に對する、そして曹仁が荊州に屯したのは吳・蜀兩方に對する防御を主目的としていた事はいうまでもない。

先に論じたように、建安十三年以降の曹操軍閥における都督は、初期の都督とは異なり一方面軍の總大將として對吳・

蜀の前線に駐屯し、州都督の前段階と認めうる。しかし、それはあくまでも前段階であって、州都督そのものではない。というのは、前節で引用した『三國志』夏侯惇傳には「屯を召陵に徙す」とあって、駐屯地が一定していたわけではないからである。また曹仁は都督を以って蘇伯・田銀の賊亂を討伐したが、それは河閒郡、すなわち冀州の方であり、(34)その後に荊州に鎭している。從って、州都督が固定の治所を持ち、また「都督某州諸軍事」という官職名に端的に表れているように制度として一定の地域と密着に結びついているのとは異なり、この段階の都督はあくまでも臨時編制軍の總大將として、賊亂を征伐したり地方に駐屯しているものと考えるべきである。では、いつこのような都督から州都督が成立したのであろうか。

この點については、前引『宋書』百官志の黃初二年說と、『晉書』職官志の黃初三年說があり、はっきりとは斷定できない。しかし、具體的な史料に卽して見ると、例えば『三國志』卷九『魏志』曹仁傳には、仁が都督として荊州に駐屯していた記事に續けて

（文帝）王位に卽くに及び、仁を車騎將軍・都督荊・揚・益州諸軍事に拜し、……。

とあって、都督であった仁がそのまま州都督になっている。また夏侯惇・夏侯淵についていえば、彼らは二人とも州都督となる前に死亡したが、同書夏侯惇傳注引『魏略』に

文帝少くして（夏侯）楙と親しみ、卽位するに及び、以て安西將軍・持節と爲し、夏侯淵の處を承けて關中を都督せしむ。

とあり、同書曹休傳には

夏侯惇薨じ、休を以て鎭南將軍・假節都督諸軍事と爲し、……。

とあって、彼らのあとを受けた夏侯楙・曹休が、それぞれ州都督となっている。(35)つまり、ただ單に都督と入れ替わるようにして州都督が史料に現れるというのではなく、都督であった者がそのまま最初の州都督就任者となっていることが分か

る。そしてそれは、いずれも曹丕が王位に即いた後のことである。[36] 曹丕が王位に即いたのは建安二十五年（二二〇、延康元年と改元）正月、その年の十月には漢の禪讓を受けて黄初元年と改元している。つまり、曹丕が王位に即いた時には簒奪の準備は既にできていたのであり、それは時間の問題でしかなかった。形式の上ではあるいは黄初二年もしくは三年であったかも知れないが、實質的には延康元年に州都督――すなわち、固定の治所・一定の管轄區を持つ都督――は成立していたのではないだろうか。それは、あくまでも後漢王朝の制度を（少なくとも形式上は）尊重していた曹操時代の終焉を告げる出來事として、象徴的ともいえよう。

第四章　都督制の成立意義　――結びにかえて――

石井氏は、都督の本質を「軍事司法職」にあると指摘し、從って本來的には軍事指揮權とは無關係であった、という見解を出した。[37] 「監察」という側面に注目したのはまことに慧眼というべきであるが、指揮權と無關係となると、疑問符がつかざるをえない。というのは、後の都督が指揮權と無關係とは必ずしも言いきれないからである。否、本稿でみてきたように、後漢王朝における都督ですら、指揮權と無關係として捉えるには無理がある。假に、當初は無關係であったとしても、その場合、その後どのようにして都督が指揮權を獲得していったのかが問題となろう。しかしながら、この點については氏はなんの説明もなされていない。

筆者の考えでは、都督は當初より監察權のみならず指揮權をも有していた。そもそも、この時代において、指揮權と監察權を截然と區別して捉えるには無理があるように思う。將軍にせよ、中郎將にせよ、あるいは校尉にしても、自軍内に對する監察權はもちろんのこと、複數の軍を統率する時でも、それら他の軍に對する監察權は當然あっただろう。その意味では都督も、將軍以下漢代の指揮官と同様であった。ただ都督が將軍等と異なるのは、他の軍（將軍等を頂點として編制された一軍）の存在を前提としていることである。言いかえると、一軍を擁する人間を「束ねる」ことこそが、曹魏以降

における都督の職掌の本質であったのではないだろうか。そのような考えを踏まえて、本稿では都督の職掌を表わす際に、「統率」という言葉を用いたのである。

現實の個々の局面においては、將軍等もまた複數の軍を統率してもおかしくはないし、實際そういうことはあった。しかし、それは大將軍など、將軍號の中に上下關係を作り出すことによって、上位の將軍に下位の將軍等を統率させただけで、いわば一元的な序列における上下關係を前提とするものであり、從って制度として確立されていたわけではなかった。一方、公孫瓚が都督に任用された時の狀況を見ても分かるように、當時の後漢朝廷は內憂外患を抱えていたために、正規の軍隊だけでは對應しきれず、臨時に徵集した軍隊にも賴らざるを得なかった。從って、正規外の軍隊を統率するための新たな枠組みが必要となってきていたのである。こうした狀況は、雜多な軍隊を配下に組み入れて自らの勢力を確立しなければならなかった後漢末の軍閥にも當てはまる。そこに、各軍閥が軒並み都督を取り入れた契機があるのではないだろうか。石井氏の指揮された、都督の職掌における「監察」という側面は、このような文脈において強調されるべきであろう。そしてまた、このような都督の性格は後の州都督にも當然受け繼がれ、それは「都督諸軍事」という名稱——諸軍を都督する——に窺うことができる。

また森本氏は、曹操軍閥の擴大過程について檢討を加え、曹操軍團の軍事體制は形式的にはあくまでも後漢の軍事制度によっていたことを確認しつつ、その中に魏獨自の軍事體制への萠芽を認めた。具體的には、他の將帥達が足並みを揃えるようにして將軍へと昇官していく中、別部司馬を本官としたまま別働隊の長として諸將を率いた夏侯淵と曹仁に注目し、その「別働隊の長としての別部司馬」に都督制の淵源を見出だした。本稿で見てきたように、初期の都督が「他の軍を統率する」ことを前提としているとするならば、各軍閥が都督を取り入れたのは、親近の者を都督に任用して新附の將帥を統率させることを目的としてであったのはいうまでもない。そしてそれは現實の戰局においては別働隊の長という形となって表れる。從ってその意味から言えば、「別働隊の長」としての側面を強調した氏の論は、本稿の趣旨に沿うもの

と言えよう。

そして、都督が「別働隊の長」であるとすると、戰局の膠着とともに地方に常駐するようになるのもまた、至極當然の結果であると言えよう。從って、州都督は現實の要請から派生してきた一つの形態に過ぎない。都督中外諸軍事にしても、臨時の征討都督にしても、本質的には州都督となんら變わる所はないと言えるだろう。都督雍涼洲諸軍事であった司馬懿が太傅に遷った時のこととして、『三國志』卷四『魏書』三少帝紀に

（景初三年正月）丁丑詔して曰く「……其れ太尉（司馬宣王）を以て太傅と爲し、持節統兵都督諸軍事たること故の如し。」

とあり、この後も司馬懿は諸軍を督してしばしば外征していることはそれを端的に示す。[38] ただ將軍府などの屬官である營軍都督・刺姦都督・帳下都督[39]などはこれらとは異なるかも知れないが、それらにしても、主將の腹心として自軍内の監察を掌るという別の面を繼承しているのである。

後漢末の爭亂以來、將軍など從來の武官は濫發され續け、地方に割據する軍閥においてさえ將軍號や中郎將を有する者が掃いて捨てるほどいる狀態となっていった。そうした狀況は、軍閥内における指揮系統、ひいては秩序そのものを混亂させる因子として軍閥の主帥には映じたに違いない。その中で都督制は、軍閥内の秩序形成のために取り入れられ、また軍閥の擴大とともに發展していったのである。魏初に成立した當初の州都督就任者が曹氏一族に集中し、また魏晉革命の際には司馬氏に集中していたという事實は、曹魏を軍閥の延長上において捉える時、秩序形成の主體者――すなわち軍閥の主帥――が曹氏から司馬氏へと遷っていた事を如實に物語る現象として理解できよう。

註

（1）おもな研究は、小尾孟夫「六朝時代における都督制の研究の現狀と課題」（『六朝都督制研究』溪水社、二〇〇一、序章）に紹介されているのでここでは特に列記せず、本稿に關係する論文のみその都度適宜紹介する。

(2) 石井仁氏が論ずるように、吳や蜀の都督もまた魏のそれと同じ起源より派生したものと考えるべきではあるが、だからといって全く同じ制度として見なすのは危険であろう。三國それぞれの都督については改めて論ずる必要があろうが、ここではとりあえず吳・蜀については捨象する。石井仁「都督考」(『東洋史研究』五一―三、一九九二)、同「孫吳軍制の再檢討」(『中國中世史研究續編』京都大學學術出版會、一九九五)、張鶴泉「蜀漢鎭戍都督略論」(『吉林大學社會科學學報』一九九八―六)參照。

(3) 州都督の正式な肩書きは「都督某州諸軍事」(都督の他に「監」「督」があり、また州のほかに郡を管轄範圍とする場合もある)であり、實際に史料に現れるのもほとんどがこの名稱においてであるが、本稿では先行研究に從ってこれらの都督を州都督と總稱する。越智重明「魏晉時代の四征將軍と都督」(『史淵』一一七、一九八〇)參照。

(4) 前揭小尾著書第二部「征討都督と征討體制」の諸論文參照。

(5) 川合安「六朝の帳下について」(『東洋史研究』四八―二、一九八九)參照。

(6) 「中外軍」の指す內容については諸說ある。何茲全「魏晉的中軍」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』一七、一九四八)、越智重明「領軍將軍と護軍將軍」(『東洋學報』四四―一、一九六一)、祝總斌「都督中外諸軍事及其性質、作用」(『紀念陳寅恪先生誕辰百年學術論文集』北京大學出版社、一九八九)等參照。

(7) 石井前揭「都督考」。

(8) ただし氏は、都督を中心に据えつつも、騎督や大督護など「督」と名のつく官をすべて「原・都督」として捉え、そこから、軍團內のあらゆる階層に「原・都督」が置かれていたと論じる。しかし、後の州都督につながる原點として考える時、注目すべきはあくまでも「都督」そのものであろう。本稿ではそのような見地から、氏の「原・都督」という概念は用いない。

(9) 〔 〕內は、沈家本『後漢書瑣言』により補った。中華書局標點本『後漢書』校勘記參照。

(10) 黃巾の亂の首魁である張角は中平元年十月には死亡していたが、殘黨はなお各地で活動しており、その意味ではまだ亂の最中といえるかもしれない。

(11) 實際には、張溫の前に皇甫嵩が車騎將軍として討伐に當たっており、その時に烏桓の兵を徵發するか鮮卑の兵にするかで朝廷において議論が分かれ、結局烏桓になったことが『後漢書』列傳三八應劭傳に記されている。

中平二年、漢陽賊邊章・韓遂與羌胡爲寇、東侵三輔、時遣車騎將軍皇甫嵩西討之。嵩請發烏桓三千人。北軍中候鄒靖上言「烏桓衆弱、宜開募鮮卑。」事下四府、大將軍掾韓卓議、以爲「烏桓兵寡、而與鮮卑世爲仇敵、若烏桓被發、則鮮卑必襲其家。烏桓聞之、當復弃軍還救。非唯無益於實、及更沮三軍之情。鄒靖居近邊塞、究其態詐。若令靖募鮮卑輕騎五千、必有破敵之效。」劭駁之曰「鮮卑隔在漠北、犬羊爲羣、無君長之帥、廬落之居、而天性

貪暴、不拘信義、故數犯障塞、且無寧歲。唯至互市、乃來靡服。苟欲中國珍貨、非爲畏威懷德、計獲事足、旋踵爲害。是以朝家外而不內、蓋爲此也。往者匈奴反叛、度遼將軍馬續・烏桓校尉王元發鮮卑五千餘騎、又武威太守趙沖亦率鮮卑征討叛羌。斬獲醜虜、既不足言、而鮮卑越溢、多爲不法。裁以軍令、則忿戾作亂。制御小緩、則陸掠殘害。劫居人、鈔商旅、噉人牛羊、略人兵馬。得賞既多、不肯去、復欲以物買鐵。邊將不聽、便取縑帛聚欲燒之。邊將恐怖、畏其反叛、辭謝撫順、無敢拒違。今狡寇未殄、而羌爲巨害、如或致悔、其可追乎。臣愚以爲可募隴西羌胡守善不叛者、簡其精勇、多其牢賞。太守李參沈靜有謀、必能奬厲得其死力。當思漸消之略、不可倉卒望也。」韓卓復與劭相難反覆。於是詔百官大會朝堂、皆從劭議。

また内田吟風「烏桓鮮卑の源流と初期社會構成――古代北アジア遊牧民族の生活――」（『北アジア史研究――鮮卑柔然突厥篇』同朋舍、一九七五）參照。

(12) 前掲内田論文參照。

(13) 『續漢書』百官志

護烏桓校尉一人、比二千石。本注曰、主烏桓胡。

『後漢書』列傳八〇烏桓傳

於是始置護烏桓校尉、秩二千石。擁節監領之、使不得與匈奴通。

(14) 『後漢書』列傳八〇鮮卑傳

靈帝立、幽・幷・涼三州緣邊諸郡無歲不被鮮卑寇抄、殺略不可勝數。

(15) 當時の烏桓・鮮卑と漢との關係については、前掲内田論文に詳しい。

(16) 大庭脩「漢の官吏の兼任」（『聖心女子大學論叢』九、一九五七、のち『秦漢法制史の究研』創文社、一九八二に再錄）。

(17) 後の南朝のことであるが、幼年の皇室諸王が地方州鎭の長官として赴任する場合、次官たる長史が「長史行事」として實際の政務を執り行うことがしばしばあった。「行事」の用法として相通ずるものがあろう。

(18) 張純とともに叛した丘力居というのが烏桓の大人であり、彼が率いていたのかも知れない。前引『三國志』公孫瓚傳、『後漢書』烏桓傳等參照。

(19) この部分を「步騎の將校・都督たる者」と、二者を並列の關係で捉えることも可能であるが、いずれにせよ所謂「將校」と都督が別物であることに變わりはない。また「目付け役」として解釋することについては、この史料だけでは斷定は不可能であるが、ただその可能性は否定できない――少なくとも一般の將校とは區別されるべき――ということだけは指摘しておきたい。

(20) この監軍とは具體的には沮授のことであるが、この引用部分の前段には

（郭）圖等因是譖（沮）授「監統內外、威震三軍、若其浸盛、何以制之。」

とあって「監軍」としての沮授が全軍を「監統」していたことが分かり、袁紹はその沮授の勢力を削減するために「三都

督」に分けた、とあることから、この場合の都督の職掌は監軍とほぼ同じで軍團内の諸軍を「監統」することであったのだろう。この「監統」という表現からは、監察を含めた統率という意味合いが窺われる。

(21) (孫)策從容獨與範棊、範曰、「今將軍事業日大、士衆日盛、範在遠、聞綱紀猶有不整者。範願暫領都督、佐將軍部分之。」策曰、「子衡、卿既士大夫、加手下已有大衆、立功於外。豈宜復屈小職、知軍中細碎事。」範曰、「不然。今捨本土託將軍、非爲妻子也。欲濟世務。猶同船涉海。一事不牢、卽俱受其敗。此亦範計、非但將軍也。」策笑、無以答。範出、更釋褲、著袴褶、執鞭、詣閤下啓事、自稱領都督。策乃授傳、委以衆事。由是軍中肅睦、威禁大行。

(22) 校督が官名であることは『三國志』巻二八『魏書』毋丘儉傳所引『魏書』に

太和中、爲五營校督、出爲牙門將。

とあり、また『宋書』巻一八禮志に

太子常從虎賁督・千人督・校督・司馬虎賁督、銅印、墨綬、朝服、武冠。

とある事から分かる。

(23) 濱口重國「晉書武帝紀に見えたる部曲將・部曲督と質任」(『東洋學報』二七―三、一九四〇、のち『唐王朝の賤人制度』東洋史研究會、一九六六に再錄)参照。

(24) 牙門將が將軍に屬することを示す史料として、例えば『毋丘儉丸都山紀功碑』に

督七牙門、討句麗……

という文句が見える。毋丘儉が高句麗を討伐した時は度遼將軍であった(『三國志巻二八『魏書』毋丘儉傳参照)。

また、『晉書』巻五懷帝紀には

(永嘉六年春正月)故鎭南府牙門將胡亢聚衆寇荊土、自號楚公。

という記事がある。「鎭南府」とはいうまでもなく鎭南將軍府のことである。

(25) 詳しい考證は石井前掲「都督考」でなされているので、ここでは省略する。

(26) 『三國志』巻一七『魏書』張遼傳

……拜征東將軍。建安二十一年、太祖復征孫權、到合肥、循行遼戰處、歎息者良久。乃增遼兵、多留諸軍、徙屯居巢。

『三國志』巻一八『魏書』臧霸傳

……拜揚威將軍・假節。後權乞降、太祖還、留霸與夏侯惇等屯居巢。

(27) 森本淳「曹魏軍制前史――曹操軍團擴大過程からみた一考察――」(『アジア史研究』〈中央大學〉二二、一九九八)。森本氏の說については次章でより詳しく紹介する。

(28) 石井前掲論文および、「漢末州牧考」(『秋大史學』三八、一九九二)、「四征將軍の成立をめぐって」(『古代文化』四五―一〇、一九九三)参照。

(29) この時間差については、次章でより詳しく論じる。

(30) 陳琳國「論魏晉南朝都督制」および姚念慈「曹魏地方都督

初探」（『史志文萃』一九八七―五）。

(31) 陳仲安「都督散考」（『魏晉南北朝隋唐史資料』六、一九八四）および張焯「從東漢督軍制到魏晉都督制」（『史學月刊』一九九四―六）。陳氏は、將校としての都督の方が後の州都督よりも早い時期に現れるとするのみであり、曹魏になって都督の管轄區が形成される過程として夏侯惇らの事例を紹介する。張氏は州都督の原型として夏侯惇らの例を捉えつつ、それよりも先に將校の官名として都督の名が出現していたと述べるが、どちらが早い時期に史料に現れるかは問題ではないとして、兩者の繼承關係を認めていない。

(32) 石井前掲「都督考」。

(33) 例えば『三國志』巻六『魏書』劉表傳には

太祖與袁紹方相持于官渡、紹遣人救助、表許之而不至、亦不佐太祖、欲保江漢間、觀天下變。

とあり、また同巻八張魯傳によると、張魯もまた曹操に對して特に敵對心を持っていなかったことが窺われる。

(34) 『三國志』巻二五『魏書』楊阜傳參照。

(35) 曹休については「都督諸軍事」とあるのみだが、本傳の續きに「……都督揚州如故」とあることから、この時に「都督揚州諸軍事」になったと考えられる。

(36) 夏侯惇が死んだのは延康元年三月、すなわち曹丕が王位に卽いた二ケ月後である。

(37) 石井前掲「都督考」。

(38) 司馬懿と同樣、州都督から他の官に遷る際に「持節都督諸軍、如故」と記される例は他にも數例ある。

(39) 『晉書』巻二四職官志。詳しい職掌等は不明であるが、名稱から判斷すると、恐らく主帥のもとで自軍内の監察等に當たったのであろう。

THE FORMATION OF THE DU-DU SYSTEM

YAMAGUCHI Masateru

The aim of this article is to examine the formation and significance of the du-du system 都督制 that played an important role in regional control throughout the periods of the Wei-Jin and Northern and Southern dynasties.

I first explain the origins of the du-du system. Heretofore, the origins of the system have been sought in the du-du among various military regimes of the late Eastern Han. However, I confirm in this article that the type of du-du, Commander-in-chief, appointed by the Eastern-Han court had existed in an earlier period and conclude that the origins of the system should be sought there. The reason for this conclusion is that it is unnatural that nearly simultaneous creations of the previously unheard of office of du-du in several military regimes, and there must have been some sort of precedent. Since each military regime incorporated the du-du in its own fashion, there coexisted varying forms of du-du at one and the same time. Among these, it was ultimately that of the Cao Cao 曹操 regime under Cao Wei 曹魏 that survived and was carried on in the Western Jin 西晉. Thus, in considering the formation of the du-du system, it is most important to consider the du-du of the Cao Cao regime.

Next, in examining the character of the du-du system of the late Eastern Han, one discovers that leading, or coordinating, numerous military units was the principle duty of the post. This duty was inherited by the du-du of the Cao Cao regime. In effect, the reason that leaders such as Cao Cao incorporated the du-du was to maintain discipline within their own regimes. Furthermore, as the regime of Cao Cao expanded, the authority of the du-du was necessarily enhanced. As the warfare between the three kingdoms settled into a three-way stalemate, as it was necessary to station large-scale forces in regional outposts. It was out of such factors that the du-du system was created. Therefore, the character of this variety of du-du can be seen to have survived fundamentally until the demise of Cao Wei.

After the establishment of the du-du system, various forms of du-du, such as the Zhou du-du 州都督, Prefectural Commanders, and Zheng-tao du-du 征討都督, Expeditionary Commanders, came into existence, but each carried on the characteristics of the early du-du in some form.

A CONSIDERATION OF THE *YAO-DUI* OF XU ZHI-CAI OF THE NORTHERN QI

IWAMOTO Atsushi

This article is a study of the work of Xu Zhi-cai 徐之才, a physician of the period of the Northern Dynasties, and the medical system of the dynasties.

It has previously been recognized that an earlier work also known as the *Yao-dui* 藥對 had been compiled by Lei-gong 雷公, and it was theorized that the *Yao-dui* of Xu Zhi-cai might have been either a supplement to the earlier work, or that, in contrast, the two works were completely unrelated. However, there has been no evidence to confirm either theory to this point in time. No one, however, has disputed the fact that passages of Xu Zhi-cai's *Yao-dui* found in the Song pharmacopoeia *Jia-you ben-cao* 嘉祐本草 are attributable to Xu Zhi-cai. By analyzing the passages from the *Yao-dui* of Xu Zhi-cai in the *Jia-you ben-cao*, one can learn of the medical and pharmacological practices of Xu Zhi-cai.

Although communications with the Western regions flourished throughout the period from late Northern Wei to Northern Qi dynasties, medicines from the Western regions were not dealt with in the *Yao-dui* of Xu Zhi-cai, and the number of medicines derived from the Southern Dynasties is small. Based on these factors, it can be assumed that the work was produced in the period from the end of the Northern Wei to early in the Eastern Wei when northern China was in turmoil.

The inscription on the tomb of Xu Zhi-cai records that he was Shang-yao dian-yu 尙藥典御, Director General of the Pharmaceutical Office for the Emperor, who was responsible for preparing medicine and diagnosing the